

令和4年度 集団指導資料

(障害福祉サービス等共通編)



令和5年 2月

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

適切な事業運営のために

<基準条例> (他、解釈通知)

○障害福祉サービス

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第81号)

○障害者支援施設

岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第82号)

○障害児支援施設

岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第79号)

○障害児入所施設

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第80号)

<報酬告示> (他、留意事項通知)

○障害福祉サービス(施設入所支援を含む。)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

令和4年度集団指導資料 (障害福祉サービス等共通編)・目次

日時：令和5年2月21・22日、3月7日
場所：岡山ふれあいセンター
灘崎文化センター

1	指導監査について	1
2	変更届、廃止・休止届について	2
3	体制等に関する届出書について	3
4	業務管理体制の整備に関する事項の届出等について	4
5	福祉・介護職員（等特定）処遇改善加算について	5
6	障害者虐待防止・身体拘束の適正化について	6
7	新型コロナウイルス感染症対策について	7
8	要配慮者利用施設避難確保計画について	7
9	業務継続計画（BCP）の作成について	8
10	社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について……	8
11	障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について……	9
12	障害福祉サービス等事業所のICTの活用について	9
13	その他の関連情報	10
14	その他の連絡	11
15	参考資料	12

1 指導監査について

障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び同条第2項または児童福祉法第57条の3第1項、同条第2項、第57条の3の2第1項の規定に基づき実施します。

(1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

(2) 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○指導内容について

障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付等請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）

ア 事前に提出を求める書類等（主なもの）

- ・指定障害福祉サービス事業所等指導事前提出資料
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・組織体制図
- ・利用契約書、重要事項説明書の書式
- ・指定障害福祉サービス事業者自主点検表（事業運営の手引き）

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づき実施します。

これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行います。

3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに報酬等（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

2 変更届、廃止・休止届について

(1) 指定事業者・施設は、届け出た内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。

ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更、定員の増減（定員減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

《提出する書類》

ア 変更届

イ 添付書類（各サービス編に添付の変更届に係る添付書類一覧表参照）

《変更届出が必要な事項（例）》

ア 事業所の名称及び所在地

イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、職名及び住所

ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）

エ 事業所の平面図

オ 事業所の管理者及びサービス管理責任者（サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名、生年月日、経歴及び住所

カ 運営規程

キ 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前（入所施設は3月以上前）までに、届け出てください。

その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置に関しても届出が必要です。

- ア 廃止し、又は休止しようとする年月日
- イ 廃止し、又は休止しようとする理由
- ウ 現にサービスを受けている者に関する次の事項
 - (ア)現にサービスを受けている者に対する措置
 - (イ)現にサービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出書
 - (ウ)引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の障害福祉サービス事業所の名称
- エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

《提出する書類》

- ア 廃止・休止・再開届出書
- イ 現にサービスを受けている者に対する措置等を記したリスト

3 体制等に関する届出書について

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び 基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」平成 18 年障発第 1031001 号）

(1) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

(2) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消し等をもって対処します。

《提出する書類》

- ア 変更届出書
- イ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書）
- ウ 体制等状況一覧表
- エ 加算の算定に必要な添付書類（変更届に係る添付書類確認表（障害福祉サービス）、加算等に係る添付書類確認表（障害児通所）参照）

4 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

障害福祉サービス等事業者の業務管理体制

- (1) 平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備（法令遵守責任者の選任等、業務管理体制の届出）が義務付けられました。
これにより、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。
各事業者におかれましては、法令遵守責任者の選任等だけでなく、業務の執行状況を点検し、法令順守に取り組んでください。
なお、実地指導の際に業務管理体制について検査を行います。
- (2) すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出るべき事項に変更があった場合についても、届出事項の変更に係る届出書を提出することが必要です。

《変更届が必要な事項》

- ア 法人の種別、名称
- イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- ウ 代表者の氏名、生年月日
- エ 代表者の住所、職名
- オ 事業所名称等及び所在地
- カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

区 分	届 出 先
① 事業所が二以上の都道府県に所在する 事業者	厚生労働省本省
② すべての事業所が一の市町村・指定都 市(岡山市)の区域に所在する事業者	岡山市
③ ①及び②以外の事業者	岡山県(各県民局健康福祉部健康福祉課)

5 福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算について

1 令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定について

- (1) 令和5年4月または5月から(引き続き)処遇改善加算等を算定しようとする事業者は、令和5年4月14日(金)【予定】までに提出してください。令和5年2月10日現在、日程、様式等がまだ決定していませんが、国から通知があり次第お知らせします。当該加算を算定しようとする場合は期限までにご提出ください。
- (2) 処遇改善加算等については、新たに算定を受けようとする月の前々月の末日が提出期限となっています。年度の途中から算定を受ける場合は、ご注意ください。
なお、相談支援、就労定着支援及び自立生活援助は、算定対象外サービスです。

2 令和4年度福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算の実績報告について

- (1) 令和4年度に当該加算を算定している事業者は、令和5年7月末日までに、実績報告書を提出してください。
- (2) 計画書等の様式が変更される予定です。見直し後の様式については、今後発出されますので、通知を確認してください。
- (3) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額(加算総額)を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となります。(差額の返還ではない。) また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出してください。
- (4) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額(加算総額)を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給してください。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の届出及び実績報告にかかる留意点について

- (1) 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行いますが、賃金改善を行う項目については明確に周知してください。
また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることはいけません。

○福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（抜粋）

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、9(2)（特別事情届出書）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

- (2) 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれません。同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。

平成21年12月21日付け「介護職員処遇改善交付金説明会資料」P36

（問62）平成21年3月まで非正規職員として勤務していた者を、同年4月以降に正規職員に転換した場合、これに伴う給与の増加分は、賃金改善額と考えてよいか。

（答）よくない。平成21年3月までの賃金算定ルールを、当該職員に適用した場合の給与（言い換えれば、当該職員が、平成21年3月以前に正規職員として勤務していたと仮定した場合の給与）と比較し、増加していれば、その増加分のみが賃金改善額と考えられる。

- (3) 加算を取得した事業者は、賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

6 障害者虐待防止・身体拘束等の適正化について

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が施行されました。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

《虐待防止の取組（設置者・管理者向け）》

- ア 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用可）を定期的に開催し、その結果に従業者に周知徹底すること。
- イ 虐待防止のための指針を整備すること。
- ウ 従業者に対し定期的な研修を実施し、自らは虐待防止のための研修を積極的に受講。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読むこと。
- エ 従業者が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる。
- オ 密室化した場所を極力作らない。
- カ 虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、市町村の窓口に通報する。

《身体拘束等の適正化の取組（設置者・管理者向け）》

- ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用可）を定期的に開催し、その結果に従業者に周知徹底すること。
- イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。引き続き感染対策の徹底をお願いします。事業所の利用者または従業者の感染が判明した場合、また、休業した場合には、事業者指導課障害事業者係に電子メールにて報告してください。資料28ページに昨年の夏にお送りした依頼を掲載しています。

【提出先】

電子メール：syoun-jigyoun@city.okayama.lg.jp

郵送：〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

岡山市保健所のホームページに「新型コロナウイルス感染症と診断された方へのお知らせ（記事ID41135）」が掲載されています。参考にしてください。

8 要配慮者利用施設避難確保計画について

以下の3つの条件をすべて満たす施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。提出がまだの作成対象事業所は、岡山市下水道河川計画課河川防災室のホームページをご確認いただき、至急作成してください。

- ・要配慮者利用施設（通所、入所または入居）
- ・水防法による指定河川の洪水浸水想定区域に立地 または 土砂災害警戒区域に立地
- ・「岡山市地域防災計画」に掲載された施設

岡山市河川防災室のホームページに「要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練は義務です（記事 I D 29491）」が掲載されています。

作成されましたら、事業者指導課障害事業者係宛に郵送で提出してください。

【提出先】

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

9 業務継続計画(BCP)の策定について

感染症や自然災害が発生した場合であっても、障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）の策定は、令和6年4月1日から義務化されます。必ず令和6年3月31日までに策定してください。

なお、厚生労働省のホームページ（以下URL）に業務継続計画作成支援に関する研修動画、ガイドライン、様式のひな形等が掲載されていますので、必要に応じてご覧ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

10 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の

点検について

平成30年7月豪雨等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生したことから、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化したところです。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時にあってもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講ずることが重要です。

避難確保計画や業務継続計画の策定、避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するようお願いしているところですが、点検すべき事項について、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄など必要な対策を行うようお願いします。

11 障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について

平成30年から、福祉医療機構が運営するサイト（ワムネット）に事業所情報を登録するとともに、1年ごと（例年5月～7月）に情報を更新することが義務付けられています。未登録あるいは入力内容不足等の理由で公表に至っていない事業所は、早急に情報公開に向けた作業を実施してください。

障害福祉サービス等情報公表システム ログインページ

URL：<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

【注意事項】

・新規開設の事業所については、事業者指導課において新設事業所の基本情報を設定した後、システム経由でメールにて通知します。

・ログイン用ID（運営法人ごとに付与）が不明の場合は、電子メールに法人名、事業所名、事業所番号、担当者名、連絡先を記入し、岡山市事業者指導課障害事業者係まで送信してください。後日、システム経由でメールを返信します。パスワードのみが不明な場合は、ログインページ中にパスワード初期化するためのリンクがありますので、そちらをクリックしてください。

・作業を実施する際は「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」に掲載されているマニュアルやトラブルシューティング等をご確認ください。

URL：<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyoo/>

・情報登録に際しては、「あり」又は「なし」の選択を全項目登録してください。また、営業時間や苦情連絡先など、利用者側に有用となる情報は積極的に登録してください。

・電話による問い合わせについては、担当者がシステムへの入力状況を確認したのち、折り返し連絡します。「33」から始まる事業所番号（10桁）をお知らせください。

12 障害福祉サービス事業所のICTの活用について

障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン
厚生労働省のサイトをご覧ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000654236.pdf>

13 その他の関連情報

- 1 岡山労働局からのお知らせについて、ご案内を掲載しています。
- 2 岡山市障害者自立支援協議会からのお願い
「岡山市障害者自立支援協議会ホームページ事業所情報掲載のお願い（再）」を掲載しています。
- 3 18歳から大人
令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。親の同意がなくても契約をすることができるようになり、消費者被害が拡大する懸念があります。事業所内にもポスターを掲示する等、教育、啓発にご協力をお願いします。

消費者庁が「18歳から大人」特設ページを公開しています。

「18歳から大人」特設ページ(消費者庁HP)

URL:https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

14 その他の連絡

1 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容についての疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。

※様式は参考資料にあります。

2 厚生労働省からの通知等について

厚生労働省から発出される通知等については、随時、電子メールで周知していきます。また、通知等の内容によっては、記載内容を変更する場合があります。その場合も電子メールでお知らせしますので、随時確認をお願いします。

3 事故報告の提出について

サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を迅速に講ずるとともに、速やかに、利用者の家族、岡山市事業者指導課、支給決定市町村に連絡・報告を行ってください。「障害者・障害児事業者 利用事故報告書（記事ID7709）」に報告すべき事故の範囲（コロナウイルス感染症に係るもの以外）を示していますので、ご確認ください。

4 事業者指導課来課時の注意事項について

1 各種申請・ご相談の際、担当者と個別の相談・協議等が必要な場合は、指定申請時と同様、事前に担当者に連絡の上、来課日時を予約してください。

※実地指導等で担当者が不在の場合、お越しいただいても、担当者以外の職員では対応しかねることがあります。

2 申請書類等は、受付時にその場で全てを確認できません。

いったん申請書類等を受領した後、その内容を審査し、補正等をお願いする場合には、後日、担当者から連絡いたします。

3 KSB会館には、当課への来客用駐車場はありません。

車でお越しの場合は、必ず市役所の駐車場（市役所総合案内等で割引処理することにより1時間無料）や近隣のコインパーキング等をご利用ください。

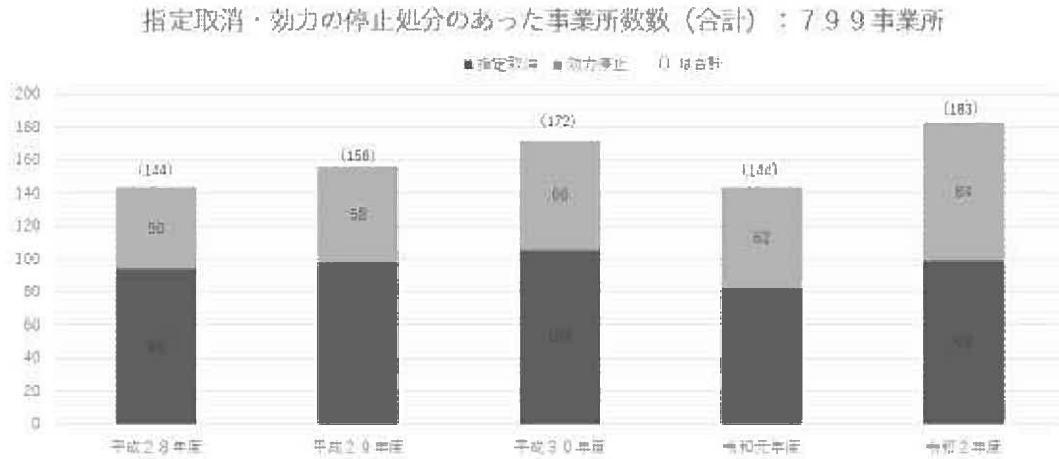
※当課にご用の方が、KSB会館構内や近隣の月極駐車場へ駐車した場合は、全て迷惑駐車扱いとなりますので、ご注意ください。

(参 考 資 料)

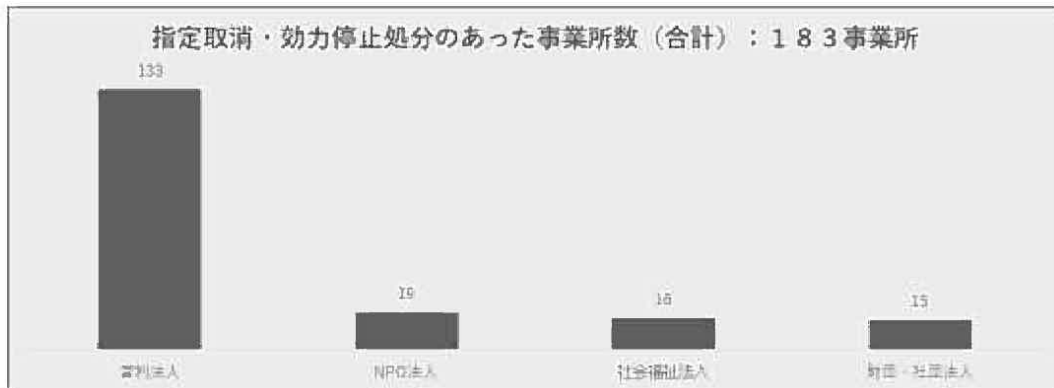
- 指定取消・効力の停止処分があった事業所数の推移等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 令和5年度の「障害福祉サービス等処遇改善計画書」に係る
提出期限について・・ 1 7
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に対する
支援等に関する法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 8
- 令和2年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への
対応状況等（調査結果）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- 厚生労働省 障害者虐待対応調査 経年グラフ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1
- 令和3年度岡山県施設従事者による虐待の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- 身体拘束等の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 7
- 事業所内でコロナウイルス感染を確認し、対応した場合の
報告について（依頼）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 9
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 0
- 水防法・土砂法の改正について【施設向け】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 1
- 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について・・・・ 3 3
- 社会福祉施設における腰痛予防対策指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
- 県最低賃金ポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 9
- 業務改善助成金コースのご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 1
- 岡山働き方改革推進支援センターポスター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 3
- 割増賃金パンフレット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 5
- 【岡山市障害者自立支援協議会】事業所情報掲載のお願い・・・・・・・・・・・・ 6 9
- 18歳から大人 啓発チラシ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 0
- 質問票・・ 7 2
- 利用者事故等発生時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 3
- 利用者事故等報告書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 6
- 事業者指導来課時の注意事項について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 7

(参考資料2) 行政処分(指定取消等)のあった事業所数の推移等

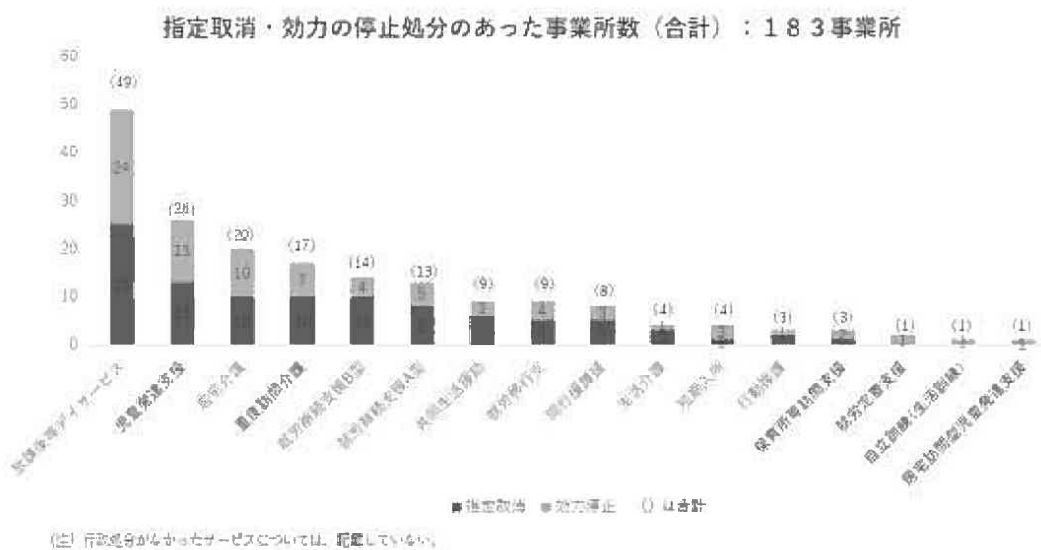
1 指定障害福祉サービス事業者等の行政処分(取消・効力停止)のあった事業所数の推移【平成28年度～令和2年度】



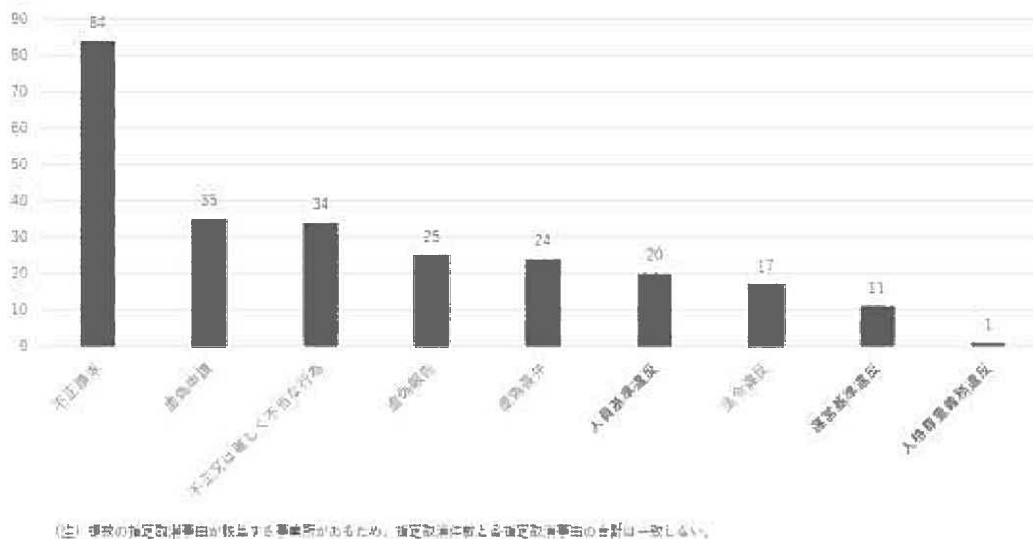
2 指定取消・効力の停止処分のあった事業所内訳【法人種別】(令和2年度)



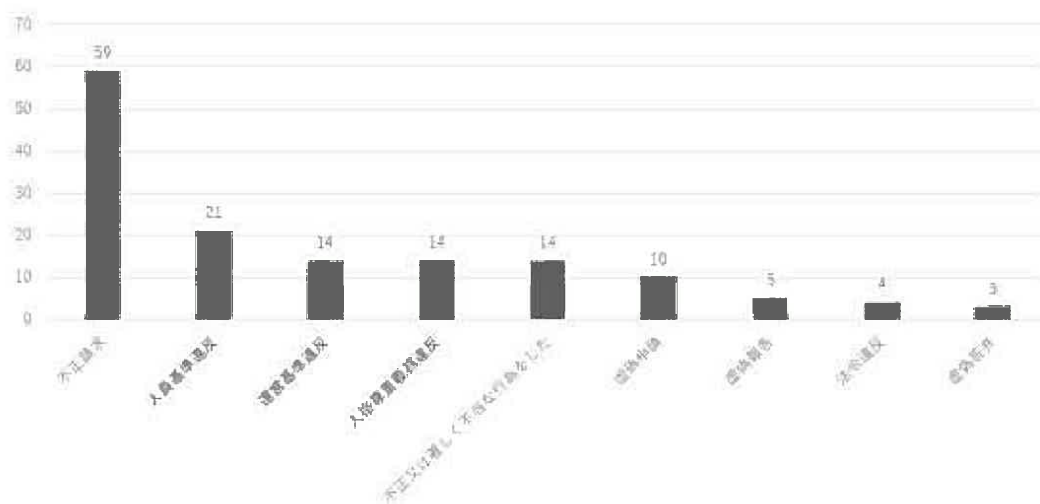
3 指定取消・効力の停止処分のあった事業所数【サービス別】（令和2年度）



4 主な指定取消事由（令和2年度）

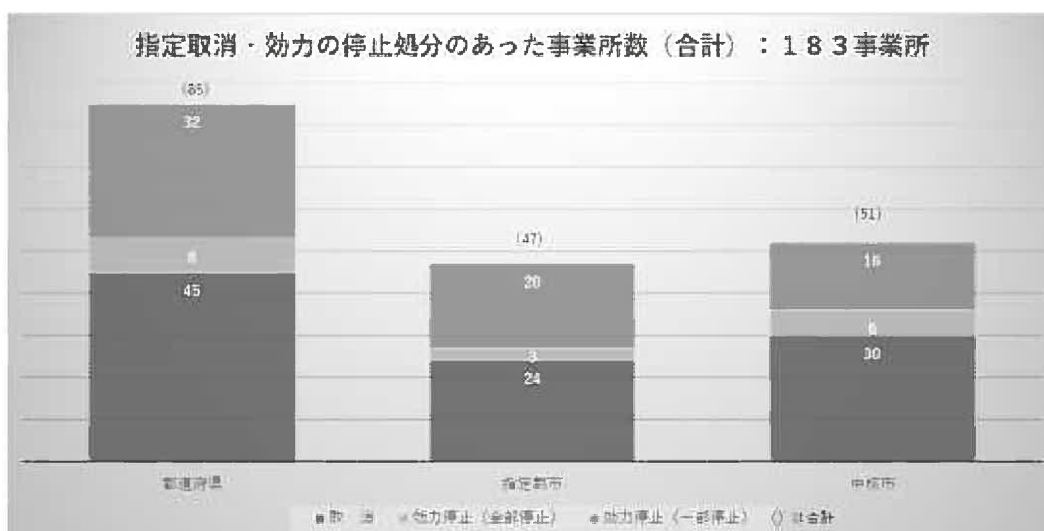


5 主な指定の効力の停止事由（令和2年度）

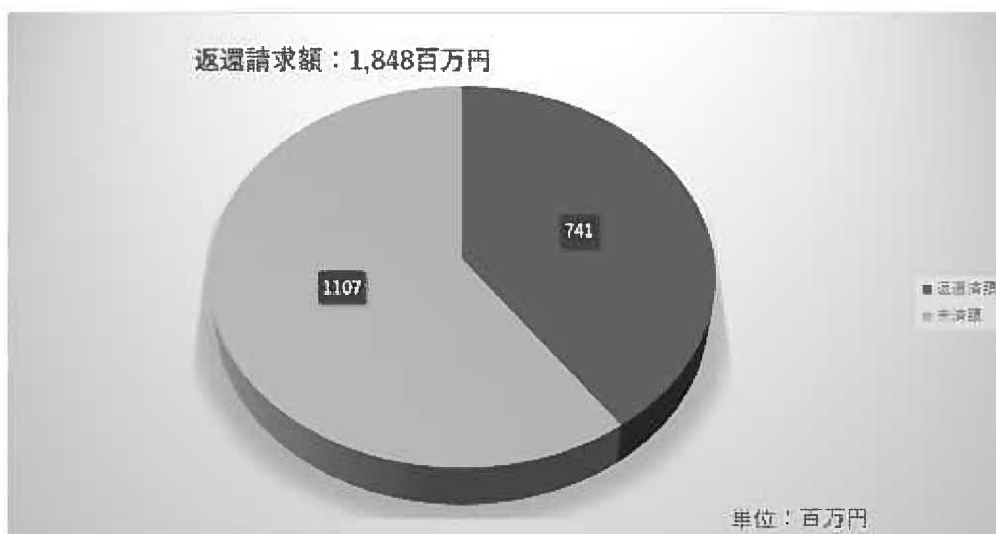


（注）複数の指定の効力の停止事由が該当する事業所があるため、指定の効力の停止に就くとる指定の効力の停止事由の合計は一致しない。

6 行政処分【都道府県・指定都市・中核市別】（令和2年度）



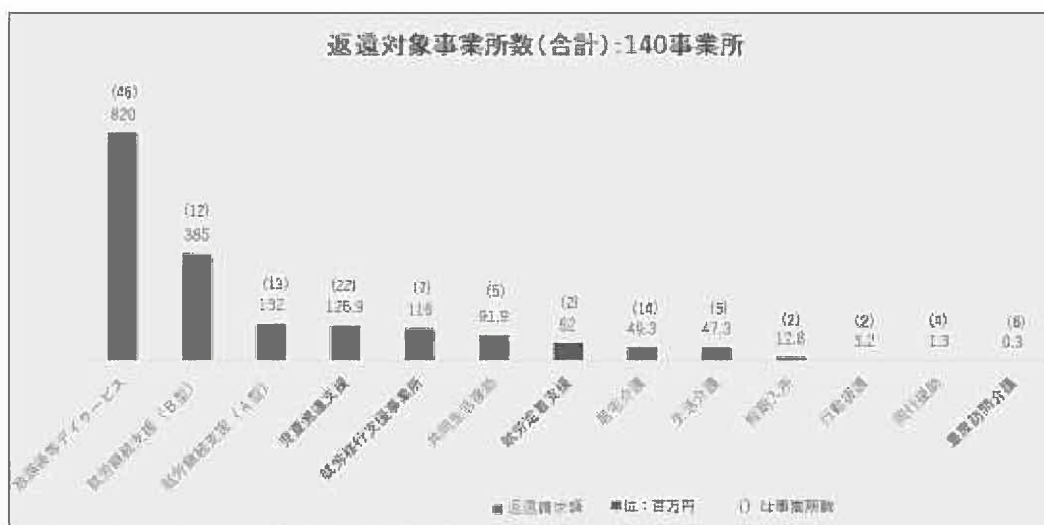
7 行政処分に伴う給付費の返還額の状況（令和2年度）



※返還対象事業所数：140事業所

（注1）返還請求額には、上乗せできる不正請求額の4割（加算金）が含まれている。
 （注2）一部、返還請求額及び加算額について得意中の自治体の金額も含まれている。

8 給付費の返還請求額の状況【サービス別】（令和2年度）



（注1）返還請求額には、上乗せできる不正請求額の4割（加算金）が含まれている。
 （注2）一部、返還請求額及び加算額について得意中の自治体の金額も含まれている。

事務連絡
令和4年12月27日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

令和5年度の「障害福祉サービス等処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、計画書等の様式の簡素化を検討しており、見直し後の様式については2月末日処で発出する予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、
- ・ 令和5年4月又は5月から取得する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

ですので、貴管内市長村、関係団体、関係機関等に周知を図るようお願いいたします。

令和5年度当初の特例（予定）

令和5年4月又は5月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、同年4月15日までに計画書を都道府県知事等へ提出する。

（参考）通常の取扱い

加算を取得する月の前々月の末日までに、都道府県知事等へ提出する。

※「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年7月22日障障発 0722 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000915802.pdf>

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

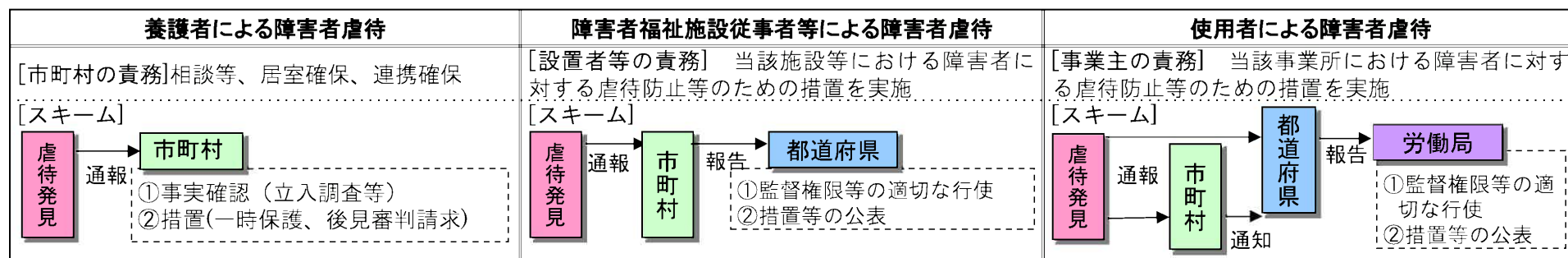
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

報道関係者 各位

令和4年3月29日

【照会先】

社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室
室長 河村 のり子 (内線 3005)
室長補佐 高橋 邦彦 (内線 3041)
(代表) 03 (5253) 1111
(直通) 03 (3595) 2500

令和2年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）

厚生労働省では、令和2年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。これは、障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）を受け、各都道府県等の対応等に関する全国的な状況を毎年度明らかにするものです。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果（全体像）】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			（参考）都道府県労働局の 対応		
市区町村等への 相談・通報件数	6,556件 (5,758件)	2,865件 (2,761件)	564件 (591件)	虐待判断 件数	401件 (535件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,768件 (1,655件)	632件 (547件)	/	被虐待者数	498人 (771人)
被虐待者数	1,775人 (1,664人)	890人 (734人)			

（注1）上記は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
カッコ内については、前回調査（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）のもの。

（注2）都道府県労働局の対応については、令和3年8月27日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。（「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。）

【参考資料】

- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 障害者虐待対応状況調査 経年グラフ
- 3 令和2年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞
- 4 令和2年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞
- 5 令和2年度 障害者虐待防止法対応状況調査結果報告書

【主なポイント】

＜養護者による障害者虐待＞

- 養護者による障害者虐待の相談・通報件数については、令和元年度から 14%増加(5,758 件→6,556 件)。虐待判断件数については 7%増加(1,655 件→1,768 件)である。[参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、昨年度から減少となっている。
(令和元年度：29%(1,655/5,758)、令和 2 年度：27%(1,768/6,556)) [参考資料 2-1 参照]
- 相談・通報者の種別では、警察が 44%(2,857 件)、本人による届出が 15%(956 件)、相談支援専門員が 13%(835 件)、施設・事業所の職員が 11%(721 件)であり、これらが上位を占める。[参考資料 5 P3~4 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 67%と最も多く、次いで心理的虐待が 31%、経済的虐待が 17%、放棄、放置が 13%、性的虐待が 3%の順。[参考資料 5 P8 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 48%と最も多く、次いで精神障害が 42%、身体障害が 17%の順。[参考資料 5 P9 参照]
- 虐待の事実が認められた事例での対応策として被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例は、654 人で全体の 37%を占める。[参考資料 5 P13 参照]
- 虐待による死亡事例は、なし。(令和元年度もなし)

＜障害者福祉施設従事者等による障害虐待＞

- 障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は、令和元年度から 4%増加(2,761 件→2,865 件)。判断件数については 16%増加(547 件→632 件)している。[参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報件数に対する虐待の判断件数の割合は、増加となっている。
(令和元年度：20%(547/2,761)、令和 2 年度：22%(632/2,865)) [参考資料 2-2 参照]
- 相談・通報者の種別では、本人による届出が 17%と最も多い。次いで、当該施設・事業所その他の職員が 15%、当該施設・事業所設置者・管理者が 14%、家族・親族が 11%となっている。[参考資料 5 P15~16 参照]
- 虐待行為の類型は、身体的虐待が 53%と最も多く、次いで心理的虐待が 42%、性的虐待が 16%、放棄、放置が 7%、経済的虐待が 5%の順。[参考資料 5 P23 参照]
- 被虐待者の障害種別は、知的障害が 72%と最も多く、次いで精神障害が 19%、身体障害が 18%の順。[参考資料 5 P24 参照]
- 虐待者の職種は、生活支援員が 38%、管理者が 10%、世話人が 9%、その他従事者が 9%、サービス管理責任者が 6%の順。[参考資料 5 P25 参照]
- 虐待の事実が認められた事例への対応状況として障害者総合支援法等の規定による権限の行使として実施したものは 185 件であった。[参考資料 5 P27 参照]
- 虐待による死亡事例は、1 人。[参考資料 5 P27 参照] (令和元年度は 2 人)

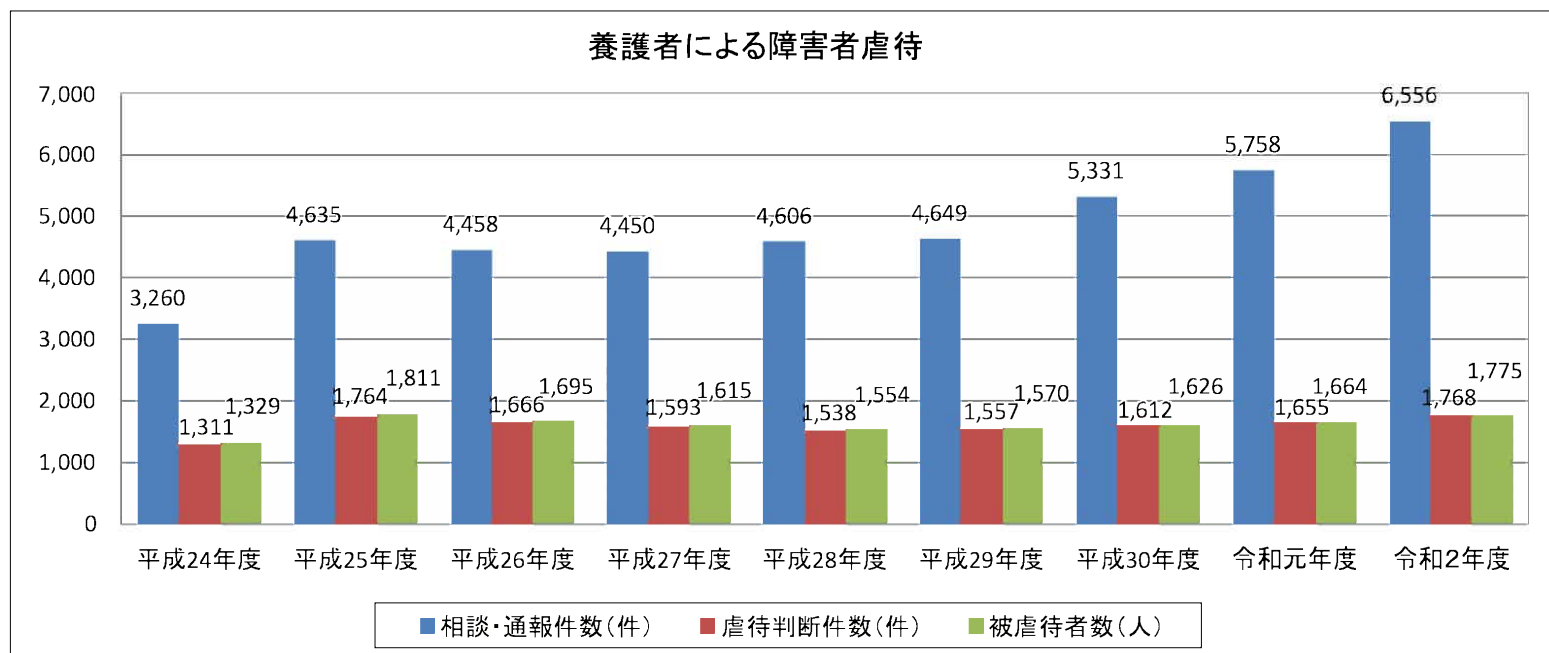
※ 使用者による障害者虐待

雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室において集計

1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和2年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は6,556件であり、令和元年度から増加(5,758件→6,556件)。
- ・令和2年度の虐待判断件数は1,768件であり、令和元年度から増加(1,655件→1,768件)。
- ・令和2年度の被虐待者数は1,775人。

養護者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775

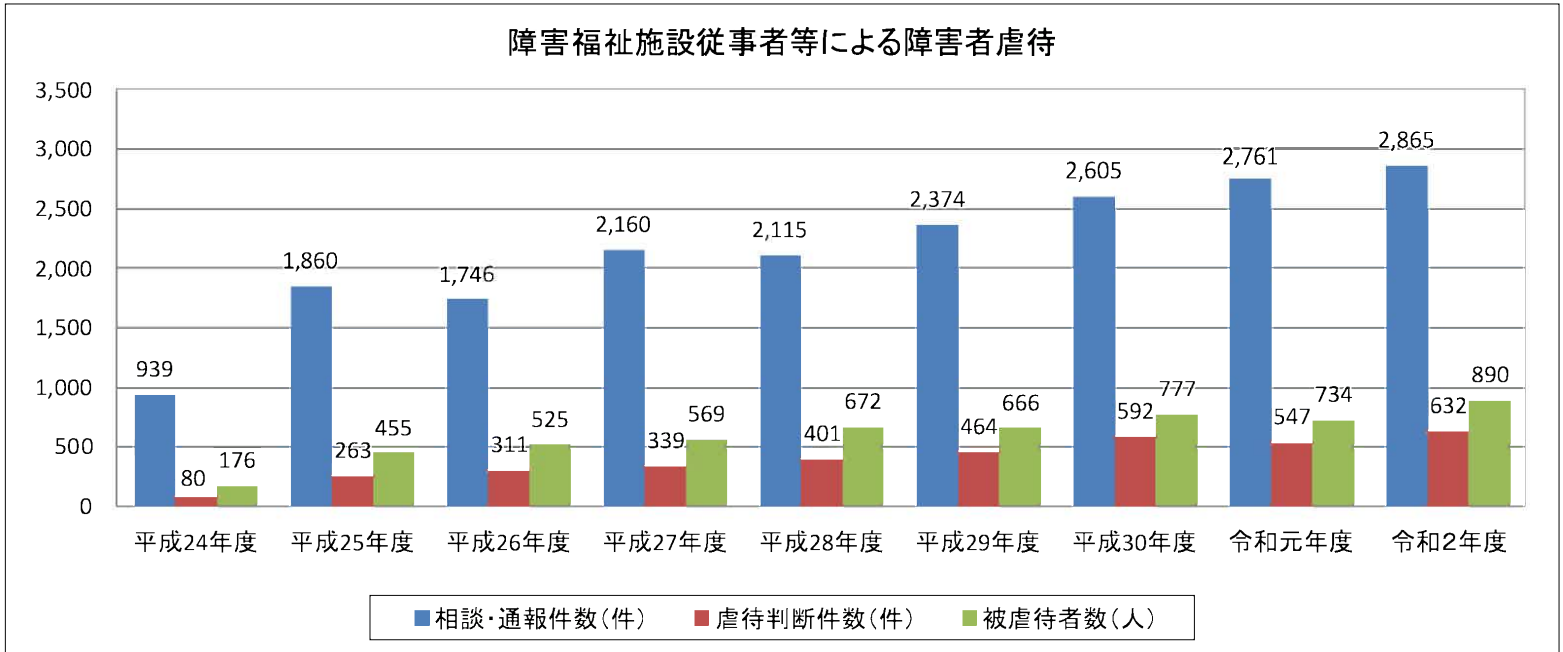


* 平成24年度は下半期のみのデータ

2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和2年度の障害者福祉施設従事者等職員による障害者虐待の相談・通報件数は2,865件であり、令和元年度から増加(2,761件→2,865件)。
- ・令和2年度の虐待判断件数は632件であり、令和元年度から増加(547件→632件)。
- ・令和2年度の被虐待者数は890人。

障害福祉従事者	平成							令和	
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632
被虐待者数(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890



* 平成24年度は下半期のみのデータ

令和3年度における施設従事者等による虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び児童福祉法に基づき、令和3年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

1 障害者福祉施設等

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 11件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	① 女性(1人)	② 男性(1人)	③ 男性(1人)
	年齢階級	30～34歳	10～14歳	10～14歳
	障害種別	知的障害	発達障害	発達障害
虐待の種類		性的虐待	性的虐待	性的虐待
施設等の種別		就労継続支援A型	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス
虐待を行った従事者等の職種		職業指導員(1人)	児童指導員(1人)	児童指導員(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に向けた職員への研修やアンケート調査の実施等を指導	虐待防止に向けた職員への研修やアンケート調査の実施等を指導	虐待防止に向けた職員への研修やアンケート調査の実施等を指導

被虐待者の状況	性別	④ 女性(1人)	⑤ 男性(1人)	⑥ 男性(1人)
	年齢階級	50～54歳	25～29歳	20～24歳
	障害種別	知的障害	知的障害	知的障害
虐待の種類		心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待
施設等の種別		就労継続支援A型	就労継続支援A型	共同生活援助
虐待を行った従事者等の職種		管理者(1人) サービス管理責任者(1人) 職業指導員(23人) 生活支援員(12人)	職業指導員(1人)	世話人(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に向けた職員への研修やアンケート調査の実施等を指導	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導	虐待が発生した原因の分析、改善計画の作成等を指導

被虐待者の状況	性別	⑦ 男性(2人) 女性(3人)	⑧ 不特定多数	⑨ 女性(1人)
	年齢階級	45～49歳 55～59歳 60～64歳 65～69歳 70～74歳		25～29歳
	障害種別	身体障害(2人) 知的障害(5人)		知的障害
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待		心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待
施設等の種別	生活介護		共同生活援助 就労移行支援 就労継続支援B型	共同生活援助
虐待を行った従事者等の職種	生活支援員(1人)		サービス管理責任者 兼世話人(1人) 世話人兼生活支援員(2人) 職業指導員(1人) 職業指導員兼調理員(1人)	世話人(1人)
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導		虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導

被虐待者の状況	性別	⑩ 女性(1人)	⑪ 男性(1人)
	年齢階級	50～54歳	50～54歳
	障害種別	知的障害	知的障害
虐待の類型	性的虐待		心理的虐待
施設等の種別	共同生活援助		障害者支援施設 生活介護
虐待を行った従事者等の職種	世話人(1人)		生活支援員(1人)
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を指導		虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告

※障害種別には重複がある。

(参考) 令和3年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況 (単位:件)

		障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		65	118	183	
うち障害者虐待		11	40	51	
区 分 別 内 訳	身体的虐待	4	17	21	
	性的虐待	4	3	7	
	心理的虐待	6	17	23	
	放棄・放置	0	11	11	
	経済的虐待	0	10	10	

※区分別内訳には重複がある。

2 養介護施設等

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 6件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	① 男性(3人)	② 女性(5人)	③ 不特定多数
	年齢階級	70～74歳 85～89歳 90～94歳	75～79歳(1人) 85～89歳(2人) 90～94歳(2人)	
	要介護状態	要介護2(1人) 要介護4(2人)	要介護3(3人) 要介護4(2人)	
虐待の種類	経済的虐待	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待
施設等の種別	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	介護老人保健施設	
虐待を行った従事者等の職種	管理者(1人)	介護職員(6人)	介護職員(1人)	
虐待に対して採った措置	虐待防止に向けた職員研修の実施、管理者による事業実施状況の一元的な把握等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、再発防止に向けた職員研修の実施等を勧告	人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置の実施等を勧告	

被虐待者の状況	性別	④ 男性(1人) 女性(4人)	⑤ 男性(1人) 女性(5人)	⑥ 女性(1人)
	年齢階級	75～79歳(1人) 85～89歳(2人) 90～94歳(2人)	80～84歳(1人) 85～89歳(1人) 90～94歳(4人)	90～94歳
	要介護状態	要介護4(1人) 要介護5(4人)	要介護4	要介護2
虐待の種類	身体的虐待 介護等放棄 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	特別養護老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	介護職員(2人)	介護職員(1人)	
虐待に対して採った措置	虐待防止マニュアルの見直し、職員研修の実施等、再発防止措置を勧告	疑いの場合も含めた早期の通報、外部講師を活用した虐待防止研修の実施等を指導	虐待防止委員会の定期的な開催、全職員への再発防止の周知徹底等を指導	

(参考) 令和3年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

		養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数		20	505	525	
うち高齢者虐待		6	288	294	
区 分 別 内 訳	身体的虐待	3	190	193	
	性的虐待	0	0	0	
	心理的虐待	4	117	121	
	介護等放棄	1	76	77	
	経済的虐待	1	45	46	

※区分別内訳には重複がある。

3 社会的養護関係施設等

県所管の社会的養護関係施設等の従事者等による被措置児童等虐待の事実確認件数 1件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人)
	年齢階級	15～19歳
	障害種別	知的障害
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	
施設等の種別	障害児入所施設	
虐待を行った従事者等の職種	児童指導員(1人) 看護職員(1人)	
虐待に対して採った措置	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	

身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化を図るため、運営基準に身体拘束等の禁止について規定するとともに、一定の要件を満たさない場合は報酬を減算する取扱いとしている。

運営基準

■ 原則

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

■ 具体的な対応

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。
 - ※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。
 - ※ ②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。
 - ※ 訪問系サービスについては、①を令和3年4月から義務化する。

身体拘束廃止未実施減算

■ 運営基準の①から④を満たしていない場合に減算する

- ※ ②から④は令和5年4月から適用。
- ※ 訪問系サービスは、①から④の全てを令和5年4月から適用。

■ 減算単位数：5単位/日

身体拘束等の適正化（運営基準・減算の施行スケジュール）

身体拘束等の適正化を図るための運営基準及び減算の規定は、令和5年度から完全施行。

運営基準	サービス類型	～R2年度	R3年度～	R4年度～	R5年度～	
①身体拘束等の記録	・入所、居住系 ・通所系	義務	義務	義務	義務	
	・訪問系	規定なし	義務	義務		
②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	・入所、居住系 ・通所系		努力義務			義務
	・訪問系					
③身体拘束等の適正化のための指針を整備	・入所、居住系 ・通所系					
	・訪問系					
④身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施	・入所、居住系 ・通所系	努力義務	義務			
	・訪問系					

(※) : 運営基準を満たしていない場合に減算（5単位/日）